

平成27年4月21日参議院予算委員会質疑

○松沢成文君 今日、この法案について素直に質問をしようと思ったんですが、ちょっと、前の質疑の中で、大臣が何か大分弱気になってきているんじゃないかなと心配になったので、改めてちょっと大臣の考えをお聞きしたいと思うんですが。

国立大学の入学式、卒業式で、国旗掲揚、国歌斉唱をやっていたかどうかということは、私も分かっていますから、大学の自治もある、ですからそれは強制は絶対できません。できないけれども、国としてはこう考えているんですよ、できればお願いしますという要請は私はできると思っているんです。

いみじくも大臣が、法的にも、文科省設置法の中でもそういう助言みたいなものができるとか、あるいは行政手続法の中でもそういう規定がありますよと、こうも言っていました。法的にも私はある意味でできると思っています。むしろ、それだけじゃなくて、何か先ほど、国会でもそういう議論があったから、それをお伝えするようなお願いですというような御意見があったんですが、国会での議論を受けて、政府がどう考えるかをまとめていただいて、それを政府の考えとして伝えていただかないと、ここは要請にならないと思うんですね。

〔委員長退席、理事石井浩郎君着席〕

ですから、私は何度も申し上げましたが、もうこれ国立大学ですから、あるいは学校で国旗掲揚、国歌斉唱をやるというのは今世界の常識です。驚くことに、私学のハーバード大学なんかでも、入学式、卒業式、国旗掲揚、国歌斉唱からスタートするんですね。そういうのが世界の常識であって、日本の国立大学でそうになっていないところが多いというのは私は問題だと思っていますし、もう一つ、国立大学の設置法の中に、研究教育で国民の要請に応えるのが国立大学だと書いてあるんですね。やっぱり国民の要請というのは、世界の常識である国旗・国歌を尊重して、他国の国旗・国歌も尊重して、そういう本当の意味での国際人をつくっていこうというのが、これ国民の要請ですよ。そういうのに応えるためにも、イベントのときにきちっとやるというのは私は必要だと思っていますし。

あえて三点目に強調したいのは、国立大学の養育目的がやはり教員の育成なんですよ。科学者の育成と教員の育成なんです。だから、半分の国立大学にはみんな教育大学か教員行政学部があるわけです、養成学部が。ここを卒業した人の多くは公立の小中高の先生になって

いくわけですね。ですから、それこそ、その学校の現場できちっと国旗・国歌のことも指導しなきゃいけない立場になるわけでありまして、私は、こういう理由から考えても、やはり国立大学で、国立というからには、国民の皆さんは、国がつくっているんでしょう、国が設置や運営に関連している大学なんだろうと。えっ、ここで国旗・国歌やっていない、本当、そんなのありと皆さん一様にびっくりしています。これが国民の常識なんですね。

ですから、そういう意味で、私は確かに国会で意見を言いました。それで、総理にも文科大臣にも前向きな答弁をいただきました。それを受けて、あくまでも国会に議論があったからそれをお伝えするというんじゃなくて、国として、国立大学はできればこうあってほしいと願っています、ただ、それは大学の自治もありますので、最終的には皆さんでお決めいただく問題でいいですけども、国としてはこう願っているとはっきり要請をしていただかないと、私はある意味で国立大学にも国の意思が伝わらないと思うので、その辺りはいかがお考えでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） 世界の常識、国旗・国歌に対する対応、あるいは今、国民の常識として国立大学においてもという話がありました。一方で、我が国は法治国家でもありますから、やはり法にのっとって対処するということが必要であると思います。

〔理事石井浩郎君退席、委員長着席〕

国立大学には教員養成の学部もありますけれども、将来教員になるために入っている、そういう学生だろうから、当然、小中高においては学習指導要領があって、入学式や卒業式には日の丸、君が代斉唱、あるいは掲げるといふことがあるから、それを大学のときからしてほしいというような趣旨でもあるというふうに思いますが、これ、やはりそういう要請というのは、あるいは国の要請というのは、率直に言ってこれはできないことだと思えます。やっぱり法律にのっとってやれることでありますから。

ただ、そういう思いの中で、国会でもそういう議論があったし、また、国立大学に対してお願いベースでこれは申し上げることはできることだと思えますが、これはそもそも大学の自治とか学問の自由とかそういうレベルではないというふうに思いますが、しかし、やはり各大学の自主的な判断というのは、これは一方で担保されていることでもありますから、国からの要請というような言い方は、これはなかなかできることではないと思えます。

[○松沢成文君](#) じゃ、国会でこういう議論がありました、御参考にと、こう伝えるんですか。そういうことなんですか。

[○国務大臣（下村博文君）](#) いや、これは文部科学大臣として、先ほどから申し上げた文部科学大臣として、全国の国立大学の学長会議等で日の丸・君が代に対してはできるだけお願いしたいという、そういう要請はしたいと思いますが、やるかやらないかはそれぞれの大学の判断で、強制はできないということであります。

[○松沢成文君](#) 文科大臣としてしっかりとお願いをしていただきたいなというふうに思います。

私は、前回も言いましたが、なぜそれを、国旗・国歌をやらないのかという理由を、やらない大学には私はお聞きしたいと思っています。でも、それは政府でやることはできないと思います。これは国会議員の立場でそれぞれの大学に調査をして回って、それで、大学の自治というのは秘密主義じゃ絶対いけませんから、正々堂々と揚げない理由も言っただけだと、やっぱり国民の皆さんに、ああ、この大学はこういう理由で揚げないのか、こういう考え方を持っているのかというのを知った上で、今日の法案も大学評価ですよ、知った上で、ああ、じゃ、この大学を選ぼう、いや、この大学はやめておこうという情報提供にもなりますから、これはこれで国会議員の立場で今後やらせていただきたいなというふうに思っています。

大分この問題で時間を割いてしまいましたが、まず私は、この法案に関しては大学ポートレート事業についてまず大臣にお伺いしたいんです。

この大学ポートレートの目的というのは、共通のフォーマットで大学情報を提供することによって受験生や保護者の選択に資することを目的としていると理解をしています。ところが、大学の参加が任意となっておりまして、特に公立大学については参加を表明しているのが現時点でも六割しかないんですね。最初はこれ私学でスタートして、なかなか国立も入らなかつたんですが、国立はようやく入りました。でも、まだ公立大学は半分近くしか入っていないと。掲載項目についても、中退率ですとか、大学が公表を好まない事項の掲載が見送られております。しかも、掲載項目について実際に大学が情報を提供するかも任意であります。

これでは大学にとって不利な情報は掲載されないわけでありまして、大学ポートレートというのは大学にとって不利な情報も掲載されてこそ学生にとって、これ比較はできますし、使い勝手が良くなって活用

されるというふうに考えているんですね。

今後、大学の参加の促進、掲載項目の拡大、掲載項目の回答の義務化など、公開される情報を充実させる方策を取ることが必要と考えますが、大臣の見解はいかがでしょうか。また、情報充実のための具体的なプランとかスケジュールはおありでしょうか。そして、利用者の声を聞くみたいな仕掛けもつくっていくのでしょうか。

以上、三点です。

○国務大臣（下村博文君） 高校生等の適切な進路選択に資するため、また、大学教育に対する社会からの期待に応え、説明責任を果たす観点から、大学の教育研究等に関する情報公開の充実は御指摘のように極めて重要であるというふうに考えます。

このような社会的な要請を踏まえ、今年三月から九割近くの国公立大学の参加を得て、具体的には、国立大学は一〇〇%、これは三月、今年の十日現在であります。それから御指摘の公立大学も今七三・八%になっています。それから私立大学等が八七・八%、平均すると、全部合計すると八七・四%ということになります。この協力を得て、大学情報の共通のデータベースであります大学ポートレートの本格的な運用が開始されました。

この取組は始まったばかりであります。今後、大学の参加率や公表する情報の項目等につきまして一層の充実を図っていくことが必要であると考えます。

大学ポートレートの運営主体である大学評価・学位授与機構におきましては、認証評価機関や大学団体等の代表者から構成される大学ポートレート運営会議を設置し、今後の運営の改善に向け、公表項目の拡大や国際発信の方法なども含めた改善に向けた議論を行うこととしております。また、利用者の声を取り入れるための仕組みも設けて、より使い勝手が良いシステムとなるよう改善を図っていくこととしていくというふうに承知しております。

文科省としては、今後とも、未参加の大学に対し参加の呼びかけを行うとともに、公表項目の拡充など充実したシステムとなるよう機構の取組に対して期待をし、また、必要に応じて指導をしていきたいと思っております。

○松沢成文君 この大学ポートレートにつきましては、認証評価との連携というのにも期待されているところだと思います。

現時点では、大学ポートレートにリンクが貼られていて、そこから評価報告書そのものを閲覧できるようになっておりますけれども、忙

しい受験生が五十ページ以上ある分厚い評価報告書というのを私は読むわけではないと思っているんですね。ですから、単にリンクできるという形を整えるだけじゃなくて、利用者目線に立ってサービスを提供することが重要だと思います。評価報告書の例えばもう少し読みやすい概略版というようなものを作って掲載するなどの工夫が必要だというふうに考えますけれども、その辺はいかががお考えでしょうか。

○政府参考人（吉田大輔君） 認証評価は、大学の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況などにつきまして認証評価機関による評価を行い、その結果を公表することによって、大学等が社会による評価を受けることを目的としております。したがって、その認証評価の結果を大学ポर्टレート等に掲載して情報発信していくことは重要であると考えております。

ただ、先ほど大臣の方からお話もございましたけれども、大学ポर्टレートにおける情報の公表の在り方につきましては、今後、運用の改善充実に向けて、機構に設けられました大学ポर्टレート運営会議において検討がなされているところであるというふうに承知をしております。

御指摘の認証評価の結果の掲載についても、大学関係者を中心に構成されているこの運営会議において、より利用者に使い勝手の良いシステムとしていく観点から検討がなされることを期待したいと思います。

○松沢成文君 最後に、学位授与について伺います。

学士の授与については、短大・高専卒業者等が申請する場合も各省庁大学校の認定課程修了者が申請する場合も手数料は三万二千元で、これは同じなんですね。しかし、短大や高専の場合には書類審査のほかにも試験を実施しますが、省庁大学の場合には書類審査だけで、しかも、審査の結果、落ちた人はゼロです。全員合格しているんです。省庁大学の場合には、書類審査といっても形式上のものである疑いが極めて強いわけです。

このように、明らかに事務の手間が違うのに手数料は同じということは、何かいかにも井勘定でお役所的な印象を受けるんですね。利用者の立場からすれば、何で手数料が違うのに手数料は同じなんだというのが疑問があると思います。短大、高専と省庁大学校に分けて必要なコストを算出して、そのコストに応じて利用者に手数料を求めるといったのが筋だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（吉田大輔君） 御指摘の学位授与の関係で、まず、各

省庁大学校の認定課程修了者の学位審査手数料につきましては、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針、これは平成二十二年十二月のもの、閣議決定でございますけれども、これを受けまして、平成二十三年度から国費を投入しない形で事業を実施しております。審査等に必要な費用については全て手数料で賄うということでございます、例えば学士については三万二千元というふうな形になっております。

一方、短大・高専卒業生等への学位授与につきましては、申請者一人一人の学習状況に応じたきめ細かな審査を行う必要があるため、省庁大学校修了者の審査と比べて費用が多く掛かることとなります。しかしながら、生涯学習社会の形成に向けまして、様々な履修形態による多様な学習成果を適切に評価するという社会的要請に応えるためには、手数料負担が申請者にとって過度に高額なものとならないよう配慮する必要があるため、一定程度国費の投入を行いまして省庁大学校と同等の水準に抑えているという、こういった事情がございます。